

3月29日はBrexitのゴールではない

経済調査部 山崎 加津子

要約

2016年6月の国民投票で決まった英国のEU離脱（Brexit）は、いよいよ2019年3月29日に離脱期限を迎える。ところが、2018年末に差し掛かってはなお、EUと離脱協定を締結して「円満離婚」できるのか、あるいは「合意なしの離脱」となってしまうのか決していない。

英国がどのような形で離脱するにせよ、2019年3月29日は通過点にすぎないと思う。英国のみならず欧州の企業業績や経済を予想する上ではるかに重要となるのは、EU離脱後の英国とEUとの新たな関係がどうなるかだが、「円満離婚」であればその話し合いは3月30日以降が本番となる。「合意なしの離脱」の場合は3月29日が決定的な日付となるが、このシナリオの回避が難しくなった場合、英国、EUの双方は土壇場で離脱期限の延期を選択するのではないかと考えられる。

離脱協定の合意に至るまでの紆余曲折を想起すれば、新たな通商協定に関する話し合いの決着も容易ではないと予想される。40年以上をかけて形作られてきた英国とEUの関係を再構築するには、同等とは言わないまでも、相当に長い時間がかかることになるだろう。

目次

- 1章 2016年6月の国民投票から離脱協定合意までの長い道のり
- 2章 「円満離婚」？ 「合意なしの離脱」？
- 3章 本当に重要な交渉はまだ始まってすらいらない

※本稿は、2018年12月13日時点で公表されている内容を基に執筆した。

1章 2016年6月の国民投票から離脱協定合意までの長い道のり

1. 離脱期限は2019年3月29日

英国が国民投票でEU（欧州連合）からの離脱を決めたのは2016年6月23日のことである。国民投票の結果は「EU離脱」支持が51.9%、「EU残留」支持が48.1%であった。事前の世論調査で「離脱」と「残留」の支持率は拮抗してはいたが、マーケット関係者はEU加盟国である経済的、政治的メリットを考えれば「残留」が選択されるはずだと予想していた。このため、国民投票の結果はパニックを引き起こし、ポンドが急落した。英国の保守党政権にとっても「EU離脱」は想定外の結果で、当時のキャメロン首相は国民投票直後に辞任し、後任となったメイ首相がEU離脱の実現を託された。メイ首相は2017年3月29日にEU条約（リスボン条約）第50条に則ってEUに正式に離脱を通告した。同条項では、離脱を通告した国は離脱協定が発効した時、もしくは離脱を通告してから2年間が経過した時にEU加盟国でなくなると規定しているため、英国のEU離脱期限は2019年3月29日の英国時間23時（中央欧州時間では3月30日午前0時）と決まった。

2. 「移行期間」で暫定合意

1958年にEUの前々身であるEEC（欧州経済共同体）が6カ国で発足して以降、EU加盟国は増加する一方で、減少するのは英国が初のケースとなる。英国を除いたEU27カ国は離脱交渉を始めるにあたり、離脱条件を定めた「離脱協定」と、Brexit後の英国とEUの関係を規定する「政治宣言」の二つを協議する方針を決めた。また、「離脱協定」の批准手続きや関連法の整備に時間がかかることを見越して、離脱交渉の合意期限を2018年10月とした。英国とEUの離脱交渉担当官による協議は2017年6月に開始され、同年12月には、英国がEUを離脱したあと2020年12月末までを「移行期間」とすることが暫定合意された。英国がEUを離脱するとなれば、通商関係を筆頭に両者の関係を新たに規定する必要があるが、2019年3月までに通商協定の協議まで終えることは困難である。このため、協議時間を確保すべく「移行期間」を設け、その間は英国がEUの単一市場と関税同盟に残留し、これまでの通商関係を継続することが合意されたのである。当然ながらこの暫定合意は、英国を含むEU域内でサプライチェーンを構築している英国内外の企業から大いに歓迎された。ただし、「移行期間」が有効となるには、「離脱協定」

が2019年3月29日までに発効することが条件となる。

3. 難航した国境問題の解決

EU側が「離脱協定」で重視したのは、①約300万人の在英のEU市民と、約100万人の在E

図表1 英国の国民投票以降のEU離脱関連の動き

2016年6月23日	国民投票でEU離脱支持51.9%、EU残留支持48.1%
2017年3月29日	メイ首相がEUに離脱を正式に通告
2017年6月8日	英国下院選挙で保守党の議席が過半数割れ
2017年6月19日	英国とEUの離脱交渉スタート
2018年3月23日	EU首脳会議で「移行期間」設置を了承
2018年11月13日	「離脱協定」で英国とEUが合意
2018年11月14日	英政権が「離脱協定」を閣議で承認
2018年11月25日	EU臨時首脳会議で「離脱協定」を承認
2019年3月29日	英国のEU離脱期限

（出所）大和総研作成

Uの英国市民の市民権の保護、②英国のEUに対する拠出金の清算、③英領の北アイルランドとEU加盟国であるアイルランドとの国境問題の解決であるが、このうち③が最後まで難航した。

英国は島国で、EUとの「国境」はほとんどが海である。ただし、例外的に陸上の国境であるアイルランドとの国境は、かつて北アイルランド紛争の最前線で、1998年のベルファスト合意をもってようやく紛争状態を脱することができた場所である。現在は、EU単一市場の原則である「人、物、サービス、資本」の自由移動が保障されているため、国境線をほとんど意識しないままに人や物品が行き来している。歴史的な経緯と現在の経済状況を踏まえ、英国とEUは離脱交渉の早い段階で、北アイルランドとアイルランドとの国境において、通関手続きなどの国境管理を極力回避することで合意した。ところが、500キロに及ぶ長い国境線をどのように管理するか、具体的な方法に関する議論が始まると、有効な解決策を見つけることが容易ではないことが明らかとなった。

実のところ国境問題の解決は、「移行期間」中に協議予定の英国とEUの新しい通商協定と密接に絡むため、「離脱協定」で最終的な決着がなされるわけではない。ところが、国境問題が原因となって、「離脱協定」に関する英国とEUの合意は、EUが期限とした2018年10月から1カ月遅れた。争点となったのは、「移行期間」の終了時に、英国とEUの将来関係に関する協定が発効しておらず、国境問題を解決できていない場合の安全策（バックストップ）であった。EU側はアイルランドとの円滑な人やモノの行き来を可能とするため、北アイルランドのみをEUの単一市場と関税同盟に残留させることを提案した。これに対して英国側は、北アイルランドを英国から分断する措

置であるとして強く反対した。妥協策として、バックストップが必要となった場合は「EU・英国共通関税地域」を創設し、英国全域をEUの関税同盟に一時的にとどめることで双方が折り合った。

4. 英国とEUが「離脱協定」と「政治宣言」 によようやく合意

2018年11月25日のEU臨時首脳会議で、英国のEU離脱に関する「離脱協定」と「政治宣言」が正式に合意された。

1) 「移行期間」を盛り込んだ「離脱協定」

「離脱協定」は585ページに及ぶ膨大な文書となり、英国議会と欧州議会が批准すれば法的拘束力を持つ条約となる。「離脱協定」には、在英のEU市民、在EUの英国市民の権利保障、英国が負担するべきEU拠出金の清算のほか、商標権の相互承認など多岐にわたる取り決めが盛り込まれている。注目の「移行期間」は、暫定合意では2020年末までとなっていたが、一回限り、最長2年間延長できることが合意されている。

「移行期間」中の英国はEU加盟国ではないが、EUとの関係は可能な限りこれまで通りで維持される。在英のEU市民と在EUの英国市民の市民権は英国がEU加盟国であった時と変わらず、また、英国はEUに対する拠出金の分担を継続する。英国はEUの単一市場にとどまるため、「人、物、サービス、資本」の4つの自由移動が保障される。また、関税同盟にもとどまるため、EUとの間の貿易で関税はかからず、国境管理も発生しない。一方、EU域外との貿易ではEUの共通関税が適用される。また、EU法およびEUの製品規格などがそのまま適用される。ただし、EU加盟国ではない英国は、EUの法律や規格などの作成に関

わることはできない。もし、移行期間中にEU法が変更となった場合、英国はそれを受け入れるしかない。

2) 曖昧な「政治宣言」

「政治宣言」はEU離脱後の英国とEUの新しい関係についての合意事項が記載された26ページの文書だが、法的拘束力は持たない。「政治宣言」では、英国とEUが「野心的で、広範囲に及ぶ、柔軟な」パートナーシップの構築を目指すことが謳われている。両者が協同するべき領域としては、貿易のみならず、経済協力、法律、外交、安全保障、防衛など様々な分野が挙げられている。中でも財貿易に関しては、「可能な限り緊密な関係を構築する」として包括的な自由貿易圏の創設を目指し、自由で公平な競争環境を構築するとされている。

以上の「政治宣言」の記述は、かなり曖昧である。もともと法的拘束力を持たない文書だが、曖昧な記述にしておくことで、英国がBrexit後にEUとどのような関係を構築するか選択できる余地が大きく残されている。もっとも、この曖昧さの原因の一端は、離脱交渉の最終局面になってもなお、英国内でEUとの新たな関係を何を望むのかに関する意見集約ができていなかったことにもあると考えられる。

2章 「円満離婚」？ 「合意なしの離脱」？

1. 英国与野党の「離脱協定」批判

メイ首相がEUと合意にこぎ着けた「離脱協定」が発効すれば、2016年6月の国民投票で決定された「英国のEU離脱」の実現に必要な法的枠組みが整う。英国のEU離脱手続きは離婚に例えら

れることが多いが、法的な手続きを踏んだ上での離脱は「円満離婚」と言える。ただし、「離脱協定」の発効には英国議会と欧州議会の承認が必要だが、英国議会（下院）で可決される見通しが立たず、メイ首相は2018年12月11日に予定していた採決を、前日の10日になって急遽延期した。

「離脱協定」反対の声は与野党を問わず上がっている。メイ首相率いる保守党は2017年6月の選挙で下院議席の過半数を割り込み、北アイルランドの地域政党である民主統一党（DUP）の支持を得て政権を維持してきた。しかし、DUPは「移行期間」を経てバックストップが発動される事態に陥った場合、北アイルランドのみがEUの単一市場に留め置かれ、英国本土と「別扱い」になることを問題視し、「離脱協定」を支持しない意向を表明した。

保守党内の強硬離脱派もメイ首相の「離脱協定」を強く批判している。強硬離脱派は早期のEU離脱を主張してきたが、それによってEUからの移民を制限することに加え、通商権を取り戻して第三国と独自に自由貿易協定（FTA）を締結することを目指している。ところが、EUの関税同盟にとどまる間は他国とのFTAを発効させることはできない。また、強硬離脱派が特に批判しているのは、バックストップが発動された場合、その終了時期の決定には英国とEUの合意が必要となっていることである。英国が一方的にEU法の適用を受ける状態がいつまでも続く可能性があることを警戒しているのである。以上の批判に対してメイ首相は、バックストップはあくまで緊急時の一時的な措置であると説得を試みたものの、不調に終わった。

一方、最大野党である労働党のコービン党首は、

EU離脱を支持してはいるが、EUとの密接な関係を継続するべく関税同盟への残留を主張し、メイ首相の「離脱協定」は支持しない意向である。コービン党首は「離脱協定」を否決に追い込んだあと、内閣不信任決議を動議し、総選挙に持ち込むことを狙っているとされる。ただし、労働党も一枚岩ではない。メイ首相の「離脱協定」を支持しない点では一緒だが、コービン党首の意向とは異なり、EU残留を実現するべく「2度目の国民投票」の実施を主張する議員が増えている。

2. 産業界とBOEはメイ首相を支持

メイ首相は、EUと合意した「離脱協定」を受け入れることが唯一の選択肢で、さもなければ「合意なしの離脱」となって大きな混乱が生じると訴えている。産業界および英国中央銀行(BOE)は、混乱回避を最優先に考え、この主張を支持している。

1) 「合意なしの離脱」を何としても回避したい産業界

英国の産業界は長きにわたってEUの単一市場や関税同盟を前提としたビジネスモデルを構築してきており、EU離脱はデメリットが大きい。今後の英国とEUとの交渉次第ではあるが、EUとの通商において関税や非関税障壁が出現してコストが上昇する可能性があり、また人の移動に制限が加われば、これまでEU域内から優秀な人材を引き付けてきた英国の優位性が失われる懸念がある。とはいえ、国民投票でEU離脱が決定され、政府も正式にEU離脱手続きに入る状況下で、産業界はEU離脱を前提に対応を進めてきた。中でも金融業界は、EU離脱で単一パスポート制度が使えなくなる公算が大きいこともあり、EUに新

たな拠点を設ける動きを既に具体化させている。

その産業界にとって、最も回避したいシナリオは「合意なしの離脱」である。この場合、「移行期間」は実現されず、2019年3月29日の英国時間23時に英国はEUの単一市場への自由なアクセスを失い、また関税同盟の外に出ることになる。英国とEUとの間の貿易はWTO(世界貿易機関)の最恵国待遇が適用される見込みだが、長年通関手続きが不要だった英国とEUの「国境」において大きな混乱が生じるのは不可避であろう。関税というコストに加え、物流が滞ることのコスト、在庫増という対応を取るためのコストなどが予想される。金融業界においても、「移行期間」が実現されなければ、様々な取引契約をどう処理するかという問題が一気に浮上する。特に懸念されているのが、ロンドンにある三つの決済機関(LCH、ICE Clear Europe、LME Clear)が扱っているデリバティブ取引の決済である。

EU離脱を回避できない以上、「合意なしの離脱」を回避するためには、メイ首相がEUとまとめた「離脱協定」を発効させるしかないというのが産業界の共通認識である。

2) 「合意なしの離脱」で深刻な景気悪化?

「合意なしの離脱」が英国経済に及ぼす影響に関して、2018年11月28日に英国政府とBOEがそれぞれ試算を公表した。英国政府が発表したのは今後15年間の長期予想で、EU加盟国にとどまった場合と比較すると、「合意なしの離脱」の場合にはGDPが9.3%分押し下げられる。なお、11月末に合意された「離脱協定」に基づく試算はないが、それに最も近いシナリオでは15年間でGDPが3.9%分押し下げられるという。ハモンド財務相は、EU離脱は政治的なメリット

を考慮せずに経済的な観点からのみ見れば、その影響はマイナスだが、メイ首相がまとめようとしている離脱合意が最もマイナス幅が小さいと総括した。

一方、BOEは「合意なしの離脱」となった場合、英国経済は離脱直後から急速に悪化し、最悪のケースで2019年末までにGDPが8%落ち込むとの見通しを提示した。これはリーマン・ショックの際の6.5%の落ち込みを上回り、第二次大戦後で最悪の景気悪化となる。このシナリオでは、ポンドが最大25%下落するほか、住宅価格は最大30%下落する一方、失業率は7%台半ばに上昇すると予想されている。ポンド安に加えて、最大の貿易相手であるEUとの間で関税などの貿易コストが上昇することにより、インフレ率は6.5%に急上昇すると見込まれ、BOEはインフレ抑制のために政策金利を5.5%へ引き上げることになると予想している（2018年11月現在の政策金利は0.75%）。もっとも、BOEは同時に公表したストレステストの結果に関する報告書で、主要7銀行の財務基盤は強固であり、万一「合意なしの離脱」となっても英国の金融システムは持ちこたえるとの見解を表明した。

政府の試算もBOEの予測も、「合意なしの離脱」は英国景気に大きなマイナスをもたらすため、回避しなければならないというメッセージが明確である。ただし、2016年の国民投票の際の「学習効果」が、このメッセージの影響力を減じさせている懸念がある。

国民投票の直前にも、EU離脱を選択すれば景気が急速に悪化する（故にそれを回避するにはEU残留を選択すべし）との予想が様々に出ていたが、実際には英国景気はいくらか減速はしたもののプラス成長を維持した。国民投票後に景気が落

ち込まなかったのは、EU離脱決定を嫌ったポンドの急落が、輸出増や英国への観光客増につながったことが大きい。世界的に金融緩和局面にあり、先進国と新興国が共に好景気だったことも追い風になった。また、EU離脱は決まったものの、実現するのはまだまだ先という時間的な余裕もあった。しかしながら、英国のEU離脱期限が迫るにつれ、先行き不透明感が企業の投資行動にじわじわと悪影響を及ぼしてきている。英国商工会議所は2018年10月のレポートで、EU離脱問題で投資が減少したとの回答が会員企業の80%から寄せられたと報告したが、これは1年前の36%から倍以上に増えている。「合意なしの離脱」となれば、国民投票の結果判明の際とは桁違いの混乱が生じ、英国経済にとって大きな試練になると予想される。

3. 英国議会での「離脱協定」の採決先送り後の展開

1) 保守党党首として信任されたメイ首相

「離脱協定」に関する議会の採決を直前で延期したことは、保守党内の強硬離脱派だけでなく、EU残留を求める議員のメイ首相に対する不信感を強めることになり、12月12日には保守党党首としてのメイ首相に対する信任投票が実施された。ちなみに、信任投票の実施には保守党議員317人の15%以上に相当する48人の署名が必要となる。信任投票の結果は、メイ党首支持が200人、不支持が117人となり、メイ党首の続投が決まった。もし、不支持が過半数に達していたら、メイ党首に代わる党首を選出する必要があり、さらに新党首を首相として認めるかの議会採決も続くことになっていた。メイ首相はEU離脱期限が迫る中での党首交代は無責任と訴えて、信

任投票には勝利した。党首に対する信任投票は12カ月に1度しかできないため、党首としての地位は当面安泰となった。ただし、保守党の3分の1以上が不信任というのは、「離脱協定」に関して議会承認を得ることが非常に厳しいことを再確認させる結果である。

メイ政権は、「離脱協定」に関する採決を2019年1月21日までに行うとしており、EU離脱の期限までの残り時間がさらに少ない中での採決が実施されることになる。

2) 「離脱協定」を英国議会が否決した場合に予想される展開

英国議会が「離脱協定」を承認しなかった場合に、直ちに「合意なしの離脱」になるわけではない。英国議会で「合意なしの離脱」の支持者が多数派でないことは、メイ首相が党首として信任されたことから明らかである。英国議会は「離脱協定」を否決後、代替案を提示できることになっている。

代替案として保守党議員から提出されると見込まれているのが、EUとの緊密な関係継続を意図した「ノルウェー・プラス」案である。EUの単一市場へのアクセスを確保することを狙ってノル

ウェーなどが加盟するEFTA（欧州自由貿易連合）に英国が加盟する方法であり、「プラス」にはEUの関税同盟にも残留することが意図されている。英国とEUの円滑な通商関係の継続が図られることが最大のメリットだが、一方でEUのルールに従う必要があり、人の移動の制限はできず、加えてEUへの拠出金も一部発生する。当然ながら保守党内の強硬離脱派の支持を得ることはできず、また、EUからの移民の制限を可能にしようと尽力してきたメイ首相にとっても受け入れ難い提案ではないかとみられている。

もう一つ想定されている代替案はEU残留を望む議員が支持している「2度目の国民投票の実施」である。野党議員のみならず、保守党議員からも支持者が増えているが、実現に向けたハードルはかなり高い。国民投票を実施するには、議会承認が必要だが、メイ首相、コービン党首ともこれまでのところ国民投票のやり直しには否定的で、リーダーシップを取る意思はない。また、国民投票を実施する場合、どのような質問事項を設定するかに関する合意形成も難しいと予想される。「メイ首相がEUと合意した離脱協定を受け入れる」と「EU離脱をやめてEUに残留する」の2択で

図表2 EUとの新しい関係の選択肢

	EFTAとEEA に加盟 (ノルウェー型)	EFTAに加盟し、 個別FTA締結 (スイス型)	関税同盟 (トルコ型)	二国間 FTA締結 (カナダ型)	WTO型	(参考) EU加盟国
単一市場へのアクセス	○	△	△ (財市場のみ可)	×	×	○
銀行の単一免許制	△	×	×	×	×	○
EU法定化への参加	×	×	×	×	×	○
独自の通商政策	○	○	△	○	○	×
EU予算への拠出	あり	一部あり	なし	なし	なし	あり
EU市民の自由移動の制限	不可	不可	可	可	可	不可

(注1) EFTA（欧州自由貿易連合）はノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタインが加盟する自由貿易協定

(注2) EEA（欧州経済領域）はEFTAとEUによる自由貿易協定だが、スイスは加盟していない

(出所) TheCityUK “A Practitioner’s Guide to Brexit”などから大和総研作成

は、EU離脱支持者が選択肢がないと反発する可能性が高い。「合意なしの離脱を選択する」も入れて3択にした場合は、2度の国民投票が必要になる可能性があると考えられる。

ところで、2018年12月10日に欧州司法裁判所が英国内のEU離脱をめぐる議論に大きな影響を及ぼし得る判断を示した。それは、EU法第50条に則った英国のEU離脱通告を、英国のみの判断で撤回することができるという判断である。「離脱協定」の発効前で、離脱期限が到来していないこと、英国議会の議決による撤回であることなどの条件はついてはいるが、他のEU加盟国の承認は不要で、離脱撤回により、これまでと同じ立場でEUに残留できると判断された。英国議会が超党派でEU残留を決断すれば、それが可能となる道が残されたことになる。ただし、国民投票で「EU離脱」が選択されたという事実を覆すには「2度目の国民投票」で「EU残留」という国民の意思が示される必要があると考えられる。

なお、労働党のコービン党首は、「離脱協定」が議会で不承認となれば、いよいよ総選挙を視野に入れた内閣不信任決議を動議すると予想される。他の野党からも賛同を得られる見込みだが、次の選挙で議席を失うことが懸念される保守党議員は反対に回ると予想され、議会の過半数の支持を得られるかは読み切れない。労働党内でEU残留を求める議員と、EU離脱を目指すコービン党首との隔たりが一段と拡大しているとも報じられている。

英国議会で「離脱協定反対」は多数派とみられる一方、次の対策をどう講じるか、最終目的をどこに設定するかに関しては相違が大きい。「離脱協定」に代わる実行可能な代替案がまとまる可能性は低いのではないかと懸念される。

3章 本当に重要な交渉はまだ始まってすらいない

1. Brexitの夢と現実

混乱する英国のBrexitの議論を追っていると、そもそも英国はEUから離脱することで何を実現しようとしていたのかを忘れてしまいそうである。あらためて振り返ると、2016年6月の国民投票に際して主張されていたのは、「EUからの移民を制限する」「EU法や欧州司法裁判所の支配から脱する」「EUへの多額の拠出金支払いをなくす」「第三国との自由なFTA締結を可能にする」といった主張である。これらの主張に共通するのは、「英国の主権を取り戻す」という考え方であった。

EUのメリットである単一市場や関税同盟は、各加盟国の主権の一部をEUに委譲することで実現される。例えば関税同盟では、関税の税率を決定したり、第三国とFTAを締結したりする権限はEUにある。各加盟国はEUの方針を決定する過程に参加しているが、個別にFTAを締結することはできない。また、単一市場を形成するには、使用可能な化学品、工業製品の規格、消費者保護などに関して統一されたルールが必要になる。EU法には、それがそのまま各国法になる「規則」と、EUレベルでは大枠のみ決定し、国内法化は各国に任されている「指令」があるが、いずれにせよ、EU法に反する規定を加盟国が法制化することはできない。EUが通商分野だけでなく、金融政策、外交、安全保障など、より広範囲な分野で影響力の拡大を図る中、かねて「欧州統合の深化」に距離を置いてきた英国では、EU離脱が国民投票で過半数の支持を獲得したのである。

ただし、「主権回復」を実現しようと動き出し

てみると、その代わりに失うことになるEUのメリットが注目されることになった。もちろん、産業界はもともとEUの単一市場や関税同盟のメリットを強く訴えていたが、国民投票に際して国民からも政治家からも十分に認識されていたとは言い難い。

英国にとってEUは財貿易だけとって、輸出および輸入のおよそ5割を占める圧倒的な相手であり、サービス貿易や人の行き来までを含めれば、両者の関係は一層濃密である。英国とEUと

の通商関係が滞れば、英国経済にとって大きなコスト増要因となるだけでなく、貿易減少、直接投資の減少、雇用減など影響が広範囲に及ぶ可能性が高い。産業界の強い訴えを受けて、メイ首相は2018年7月に閣議決定した離脱に関する白書(通称「チェッカーズ・プラン」)で財貿易に関してEUの単一市場に限りなく近い通商協定の実現を盛り込み、従来の「単一市場からも関税同盟からも離脱する」との強硬姿勢を修正した。ただし、EU離脱の実現という使命と、EUとの緊密な関係を維持するという追加された課題をどう両立させるか、その解はまだ見えていない。

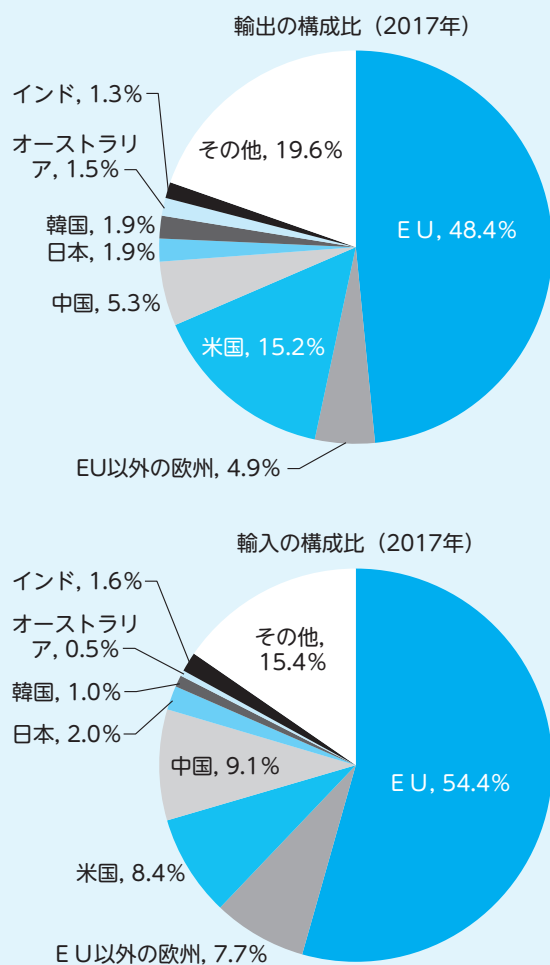
2. 将来関係に関する選択肢

英国とEUがここまで協議してきたのは、英国がどのようにEUを離脱するかということであり、離脱後の英国とEUの今後の関係についての協議は英国がEUを離脱したあとに本格化する。英国のみならず欧州の、そして英国と取引関係のある日本の企業にとっても、経営戦略や投資計画の作成にあたってはるかに重要なのは後者である。

メイ首相の「離脱協定」を批判する議員は、北アイルランドがいつまでもEUの単一市場と関税同盟に留め置かれる、英国がEU法の支配下から脱することができないことなどを問題視しているが、これらはいずれもバックストップが発動された場合という仮定の話である。確かに「離脱協定」で合意に至るまでの過程を振り返れば、バックストップを回避できる有効な方法が見つからない可能性は小さくない。とはいえ、仮定の話に文句をつけるよりも、早く本題の議論に入ることが建設的な対応と考えられる。

英国議会でも、この「次の交渉」に照準を合わ

図表3 英国の輸出入のおよそ5割をEUが占める



(出所) 英政府統計局 (ONS) データから大和総研作成

せて、議論を先に進めるべきとの意見が徐々に支持を増やしているようである。それが「離脱協定」が否決された場合の代替案として、「ノルウェー・プラス」案が浮上している理由であると考えられる。とはいえ、「ノルウェー・プラス」を目指すくらいなら、EUに残留する方が良いのではないかという意見も当然あり、それが「2度目の国民投票」を求める声となっている。

では、もし「2度目の国民投票」が実現した場合にEU残留が選択されるのだろうか。この点について確証はない。世論調査でEU残留支持はEU離脱支持を上回る傾向にあるが、その差はさほど大きくない。EU残留を求める大規模デモが行われている一方、国民投票でEU離脱を選択したのだから、あくまで離脱を遂行するべきとの意見も根強くある。EU離脱か、EU残留かで国民の意見は大きく分断されたままと見受けられる。

3. 3月29日はBrexitのゴールではない

メイ首相の「離脱協定」が英国議会で承認され、「円満離婚」となる可能性はまだ消えてはいないと考えられる。「ノルウェー・プラス」の実現を目指す議員と、「2度目の国民投票」でEU残留となることを懸念する議員が手を結び、EU離脱を選択した国民の意思を尊重することを選択するケースである。「円満離婚」となれば、2019年3月30日から「移行期間」が始まり、英国とEUの新たな関係に関する協議を開始することができるようになる。

一方、ここまで見てきたように、英国議会も国民も、EU離脱に何を求めるのか意見の隔たりが非常に大きい。「離脱協定」が議会で承認されず、その代替案もまとまらずに離脱期限を迎え、「合意なしの離脱」に追い込まれる懸念は残る。実際

にそのような事態に陥りそうになった場合、そのダメージを回避するべく、国、企業、個人のそれぞれのレベルで事前の備えがある程度行われると見込まれる。例えばデリバティブ決済に関して欧州委員会は、「合意なしの離脱」に備えて、当面は英国の決済機関による取引を容認することを表明している。それでも40年以上をかけて構築してきた関係をいきなり終わらせることは、どこにどのような影響が生じるか、全て予測することは難しく、英国のみならずEUにとっても悪影響が大きいと予想される。

英国議会もEUも、そのような「合意なしの離脱」を回避するべく、ほかに選択肢がなくなった場合には、土壇場で3月29日の離脱期限の延期を決めると予想される。期限延長にはEUの全加盟国の承認が必要となるが、混乱回避でコンセンサスが形成されると見込まれる。

離脱協定の合意に至るまでの紆余曲折を想起すれば、新たな通商協定に関する話し合いの決着も容易ではないと予想される。40年以上をかけて形作られてきた英国とEUの関係を再構築するには、同等とは言わないまでも、相当に長い時間がかかることになるだろう。

[著者]

山崎 加津子 (やまざき かづこ)



経済調査部
主席研究員
担当は、欧州経済